

## 【 医学管理等 】

## 809 小児抗菌薬適正使用支援加算（感冒）の算定について

《令和8年4月30日》

## ○ 取扱い

感冒に対する小児抗菌薬適正使用支援加算の算定は、原則として認められる。

急性胃炎、嘔吐症、発熱では、原則として認められない。

## ○ 取扱いを作成した根拠等

小児抗菌薬適正使用支援加算については、厚生労働省告示<sup>※1</sup>に算定対象となる患者<sup>※2</sup>が示されている。

感冒の患者については、当該告示の急性気道感染症の患者に該当することから、原則として認められる。急性胃炎、嘔吐症、発熱の患者については、下痢の症状が明確でないことより、適応外となる。

以上のことから、感冒に対する小児抗菌薬適正使用支援加算の算定は、原則として認められ、急性胃炎、嘔吐症、発熱では、原則として認められないと判断した。

(※1) 診療報酬の算定方法

(※2) 急性気道感染症、急性中耳炎、急性副鼻腔炎又は急性下痢症により受診した患者